

行政常任委員会報告

平成 28 年 8 月 30 日
午後 1 時 00 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 教育委員会

- (1) 夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正について
- (3) 第 6 次夕張市社会教育中期計画の策定状況について

2 まちづくり企画室

- (1) 炭層メタンガス（C B M）開発について
- (2) 地域公共交通について
- (3) 夕張市有地活用による住居創出事業について
- (4) 地域再生計画の認定について
- (5) 総合戦略の検証体制について
- (6) 旧石川コレクション館収蔵品の処分について

3 建設農林課

- (1) 夕張市営住宅条例の一部改正について
- (2) 住宅使用料滞納者に対する明け渡し訴訟の提起について

4 保健福祉課

- (1) 妊産婦安心出産支援事業について
- (2) 介護ロボット導入支援事業について

5 上下水道課

- (1) 平成 2 7 年度夕張市水道事業会計剰余金の処分について

6 財務課

- (1) 財政再生計画 9 月変更について
- (2) 9 月補正予算について
- (3) 平成 2 8 年度普通交付税の決定について
- (4) 夕張市税条例等の一部改正について

◎出席委員（8 名）

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君

本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（０名）

【委員長挨拶】

（大山委員長）

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は８名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、両理事、総務課長のほか、説明員として、教育長、室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。教育委員会、まちづくり企画室、建設農林課、保健福祉課、上下水道課、財務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。

【教育委員会】

1. 夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
2. 夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正について
3. 第６次夕張市社会教育中期計画の策定状況について

（大山委員長）

それでは、教育委員会より報告を受けてまいります。

（教育長）

記載の３点の報告事項につきまして、教育課長より報告させます。

（教育課長）

まず、(1)夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

1 ページ、資料 1 の 1 をごらんください。

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正され、平成 28 年 6 月 1 日より施行されたことから、当該省令を根拠法として本市で制定している夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

具体的には、保育所等の保育室を 4 階以上に設ける場合、建築基準法に規定する構造を有する屋内階段等を設置することとされておりますが、昨今の排煙技術の発展により排煙方法が多様化していることを踏まえ、規制の合理化を図ることを目的に、法施行令が一部改正されたものであります。

改正概要につきましては、資料 1 の 1 をご確認ください。

本条例改正については、平成 28 年 9 月の第 3 回定例市議会に議案提出することとしております。

新旧対照表につきましては、4 ページから 7 ページ、資料 1 の 3 をご確認ください。

夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、以上でございます。

続きまして、(2)夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正についてでございます。

市内 9 カ所に現存している児童遊園は、設置後 40 年前後経過しており、一部では、子どもが居住していない地域に児童遊園があるほか、遊具についても老朽化が激しく危険な状態であることから、近隣の町内会と情報共有し、児童遊園の統廃合について検討してまいりました。

その結果、本町 3 丁目、鹿の谷緑ヶ丘、日吉、真谷地の 4 カ所の児童遊園については、利用者がほとんどいないことや町内会による管理も困難であることから、利用等を廃止することとし、条例改正については、平成 28 年 6 月の第 3 回定例市議会に議案提出することとしております。

新旧対照表につきましては、9 ページ、資料 2 の 2 をご確認ください。

夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正については以上でございます。

続きまして、(3)第 6 次夕張市社会教育中期計画の策定に係る諮問についてでございます。

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 カ年で、第 5 次夕張市社会教育中期計画を策定し、本年が最終年であることから、第 6 次夕張市社会教育中期計画(平成 29 年度から平成 33 年度まで)を策定することとし、地域創生の視点に立った社会教育のための基本方針と、時代の要請に応える主要政策について、社会教育法第 17 条の規定に基づき、夕張市社会教育委員の会に諮問する

ものでございます。本年12月をめどに答申を依頼するものでございます。
以上でございます。

〔報告に対する質疑〕
(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

廃止される児童遊園についてなのですけれども、こちらの遊具というのは撤去されるのでしょうか。

(教育課長)

基本的には全て撤去で廃止という形になっております。ほとんどの遊具が老朽化して、転用できる遊具はないという判断をしております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

今とはちょっと関連ですけれども、今、廃止の部分でしたけれども、継続の5カ所については、今までとどのような違いで検討されているのか、お願いいたします。

(教育課長)

基本的には当面存続という形でやっていきますが、特に利用の多い沼ノ沢の児童遊園につきましては、6月下旬ごろに新規の遊具を設置する予定でございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(千葉委員)

児童遊園の件ですけれども、先ほど、廃止するところについては町内会としての管理が難しい等々の意見で廃止するということになっているのですけれども、残す部分についても、地域のそういう町内会との契約というのがあるのかなのか、聞かせていただきたい。

(教育課長)

現在の児童遊園におかれましても、町内会のご協力で児童遊園の維持管理、軽微な草刈りですとか、そういう軽微な維持管理が町内会でやっていただけるというところについては継続しておりますので、特段、契約等々は現在していないところでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(小林委員)

概略を、今の児童遊園なのだけれども、当然、教育委員会等でも視察されている案件だと思いますけれども、その部分で、それぞれ地域が担っている部分、また、廃止する部分もある、また、老朽化で使われていない部分もあると。おおむね理解できるのですけれども、その中で議論されていた方々、少ないとはいえ、そういう部分でご意見がその場で出たのかどうか、お伺いしたいと思います。

(教育課長)

基本的には、町内会のあるところにつきましては、町内会長、町内会での役員会ですとか、町内会の総会ですとかでご協議いただいて、廃止について承諾いただいたところでございます。

そのほか、日吉ですとか緑ヶ丘になりますと近隣に町内会がございませんので、近隣の住民の方に聞き取りを行って、利用実態、利用状況、存続の希望等々を含めて聞き取りを行った結果、なくてもいいというご了承を得たところでございます。

(熊谷委員)

今現在使われている児童遊園、先ほど、町内会などで軽微な草刈りなどやっていたければ存続ということだったのですけれども、遊具の安全確認については、確実に市のほうでやるということによろしいでしょうか。

(教育課長)

それにつきましては、従前から年1回か2回の必ず児童遊園を回りまして、遊具の点検等は実施しております。今後も当然継続して実施していくところでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかに。

(今川委員)

沼ノ沢に新遊具を設置するということでしたけれども、こういった遊具を設置するかというのは、今利用している地域の保育園の意見などを参考に選定したのでしょうか。

(教育課長)

今川委員のご指摘のとおり、今現在、沼ノ沢保育園でも多く利用されているということから、遊具につきましては、今はやりといいますか、壁に取っ手がついていて、クライミングみたいな形のちょっと小さなものを設置しまして、高させいぜい1メートルか1メートル50で、小さい子どもが上っても

遊べるような遊具を設置する予定でございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 炭層メタンガス（C B M）開発について
2. 地域公共交通について
3. 夕張市有地活用による住居創出事業について
4. 地域再生計画の認定について
5. 総合戦略の検証体制について
6. 旧石川コレクション館収蔵品の処分について

(大山委員長)

それでは、次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

まちづくり企画室でございます。

まちづくり企画室からは6点報告がございます。1点目がC B M開発、2点目が地域交通について、3点目が夕張市所有の土地の活用による住居創出事業について、4点目が地域再生計画の認定について、5点目が総合戦略の検証体制について、6点目が旧石川コレクション館収蔵品の処分についてということでございます。

6番目の旧石川コレクション館の収蔵品の処分については、担当課長の古村のほうから説明させていただきます。

まず、1点目、炭層メタンガス（C B M）開発についてご説明いたします。資料1のほうをごらんください。

夕張市におきましては、これまで、ちょうど24年ぐらいからC B Mの開発について議論を行ってきたところではございますが、このたび、許認可の施業案等々の手続が終わりまして、今、清陵地区のほうで下準備をしているところでございますが、試掘が9月15日から始まりまして、9、10、11と約2カ月間、試掘を行います。それで11月中旬から12月にかけて、その地層の評価分析を行うこととし、これが本年度の事業になっております。

試掘の概要につきましては、夕張層、大体600メートルぐらいなのですけ

れども、ここにおけるメタンガスの貯蔵量調査などを行いまして、試掘の深度につきましては、約1キロぐらい掘ることとしております。

推進体制につきましては、一番下3行のところに書いてありますが、パートナー契約を結びまして、試掘技術連携で石油資源開発株式会社、鉱山保安連携で株式会社レアックスさんとパートナー契約を結んで事業を進めております。

なお、この試掘に伴いましては、8月の頭に施業案の認可手続を終了したところでございますが、それに先立ちまして、清陵地区の住民の方々には事前にご説明をさし上げて、一定の理解を得ているところでございます。

また、これから試掘が始まりますけれども、24時間作業ということで、振動や騒音の音、これは法律上も規制されてはおるのですけれども、それに対する対策というのはやっていくのですけれども、丁寧にと申したらおかしいのですけれども、一定期間、状況を見ながら、地域の方々に、騒音の状況はどうですかとか聞きながら、丁寧にそこは進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、2点目、地域公共交通について、資料2のほうになります。

これにつきましては二つ、1点目は、J R石勝線夕張支線の経過についてということで、別紙1をご用意させていただいております。

こちらにつきましては、先般、市長がJ R北海道のほうに出向きまして、「攻めの廃線」ということでご提案さし上げて、8月17日の日にJ R北海道の社長がこちらに参りまして、廃線の申し入れということで、記者にフルオープンという形で面談をさせていただいたこと等々を説明としてまとめさせていただいております。

夕張支線につきましては、明治25年の開通以来、現在は、トンネル、橋梁の土木構造物が約100年を経過している。それに対する老朽化対策とか更新の費用、その抜本的な対策が必要である。それに対して数億円の費用が必要である。また、輸送密度のほうも、昭和62年と平成27年を比べて10分の1に減少していると。また、運行についても、26年度の決算でございますが、1.8億円の赤字が発生しているという状況でございます。

それとは別に、J R北海道全体として財政状況が厳しいということで、7月29日にJ R北海道の社長が会見いたしまして、単独で維持可能な線区と単独では維持することができない線区の考え方について、秋口までご説明するという形で記者発表がございました。

それを受けまして、市長のほうで、1日でも早くバス等で持続可能な公共交通のあり方を検討して、市民の足を守ることが重要だという考えのもと、交通結節点をつくる時期、財政再生計画の見直しをするタイミングなどを考え

まして、市長がＪＲのほうに８月８日の日に訪問させていただいて、面会をさせていただいたところでございます。そこで市長のほうからは、市が進める施策への協力、ＪＲ北海道が保有する施設の取り扱い、社員の市への派遣について、３点について要請をしてまいりました。

それを受けて、８月１７日の日にＪＲ北海道の社長が夕張市を訪れ、８日の日に要請した３点について基本的に協力する方針が示されるとともに、それを前提として、鉄道事業の廃止について正式に申し入れがあったところでございます。

今後につきましては、鉄道事業の廃止後の地域交通のあり方につきましては、市民の皆様方からご意見を伺いながら、地域交通の協議会を中心として、持続可能な交通体系の構築に向けて議論を進めていきたいと考えております。また、鉄道事業の廃止時期につきましては、地域交通が見直される時期を踏まえて、ＪＲ北海道と協議していきたいと考えておるところでございます。

こちらがＪＲ石勝線夕張支線の経過についてのご説明でございます。

２点目、夕張市地域公共交通協議会の開催についてということでございます。

このＪＲの動き等々も踏まえまして、９月８日１３時３０分から、市役所４階の会議室で、本年度第２回になりますが、地域公共交通協議会を開催したいと考えております。ここには市長が出席いたしまして、夕張支線の経過について、協議会の皆様にご説明をする予定でございます。

続いて、３点目、夕張市有地活用による住居創出事業についてということで報告させていただきたいと思っております。資料３をごらんください。

こちらにつきましては、市の公営住宅の除却跡地を活用した住居の創出ということで、提案方式で事業者選定を行っている、プロポーザルを行ったところでございます。

現在、選定業者も決まりまして、下準備として草刈り等々やっているところでございますが、選定業者は株式会社ＡＫＩＲＡ、こちらは旭川市の業者さんになります。

提案内容につきましては、グループ企業の連携による３０戸の若者や女性向けの低家賃の住宅を建設して、そのそばに夕張支店を構え、地元企業として賃貸物件の一括管理を行うということになっております。

間取りにつきましては、基本的にはワンルームメゾネット型という形でございます。こちらのほうは、実際に今、ＡＫＩＲＡさんが旭川市のほうとかで展開しているのを見ていただければと思うのですけれども、別紙でつけさせていただいております。これはＡＫＩＲＡさんから、提案の中でイメージしやすいようにということでいただいた資料になりますが、このような１階に駐車場があってメゾネットになっているタイプを３０戸創設するという形に

なっております。

家賃につきましては、こちら提案するときの条件にあります 4 万円以下ということで、3 万 9,800 円ということは今想定しております。

入居可能時期につきましては、平成 29 年 3 月というところを今考えているそうです。

入居者の考え方については、市外通勤者とか地元企業の新規採用者、あとは老朽公営住宅に入居している方々の入居促進を図るということで、今後、まちづくり企画室として AKIRA さんとともにそういう交渉をしていきたいと考えております。

次、4 点目でございます。地域再生計画の認定についてということで、資料 4 を見ていただければと思います。

こちらのほうは、平成 28 年 6 月 13 日付で地域再生計画を提出いたしましたし、8 月 2 日付で地域再生法に基づいて認定されたものでございます。

中身につきましては、2 枚目、こちら内閣府のプレス発表の資料になりますが、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の適用を受けるに当たって、地域再生計画をつくって認定を受けなければならないということで作業を進めてきたものでございます。

一応参考に、プレス発表の後に、今回認定された地域再生計画そのものをつけさせていただいております。こちらのほうにつきましては、ホームページ等で既にオープンにしているものでございますので、説明を省かせていただければと思います。

続いて、5 点目、総合戦略の検証体制についてということでご説明をしたいと思います。資料 5 のほうを見ていただければと思います。

夕張市では、平成 28 年 3 月 29 日付で「夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略」を策定したところでございますが、この総合戦略の継続的な推進のため、PDCA サイクルの徹底ということが内閣府から求められているところでございます。

このたび、評価に当たって、総合戦略策定と同様に、外部の有識者等を交えて、総合戦略検証委員会を設置させていただきました。基本的に今後は毎年 5 月、それと 10 月に検証委員会を開きまして、5 月には前年度事業の結果の検証、10 月には予算要求を踏まえた次年度の予定についての検証という形で進めていくところと考えております。

会議の結果につきましては、実施の都度、市のホームページのほうで、取りまとめの上、公表していくこととしております。

予定としまして、このたび 27 年度に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型というのですけれども、その事業の検証について、

8 月中に内閣府から報告をするよう通知があったところでございまして、第 1 回の検証委員会を 8 月 24 日に開催いたしまして、当該事業の評価、検証を行ったところでありまして、こちらのほうの結果につきましては、現在、結果を取りまとめているところでございます。

資料の別紙を見ていただければと思うのですが、これが大まかに総合戦略をどのように検証して推進していくかという概要の図となっております。右下、チェックのところで、夕張市総合戦略検証委員会、構成メンバーはここに記載しているとおりでありますが、策定委員会より産学金等々のバランスを含め、選出させていただいております。この結果を夕張市の総合戦略推進本部というところに諮りまして、改善をし、またプランを実行していくという形で P D C A サイクルを回していきたいと考えております。

続きまして、旧石川コレクション館収蔵品の処分については、担当の古村のほうから説明いたします。

(商工観光担当課長)

それでは、6 番目の旧石川コレクション館収蔵品の処分について、資料 6 になります。私から説明をさせていただきます。

この資料には記載ありませんけれども、概要、経過からお話をさせていただきます。

旧石川コレクション館収蔵品は、故石川十四夫氏から、平成 12 年に倉庫ごと約 5 万 5,000 点の寄贈があったものであります。平成 19 年度からインターネットによる公有財産の売却を実施し、現在まで 470 点、1,116 万 4,000 円の歳入を確保しているところでありますが、寄贈された倉庫の老朽化に伴い、平成 24 年度緊急雇用創出推進事業により寄贈品を旧夕張中学校に移設し、再度分類整理を行い、データ化して管理しているところであります。

しかし、既存の保管施設については、防犯体制も含め、これ以上の管理は困難な状況にあること、それから、再整理後でも 8,000 点以上の収蔵品が残っており、このままでは半永久的な管理が必要な状況にあります。

近年、平成 26 年 8 月には、インターネットオークションを実施し、落札金額 31 万 5,000 円、引き続き 12 月にも実施し、落札額が 14 万 8,000 円でありましたが、平成 24 年度から 26 年度においては、残りも多く、非常に効率が悪くなっており、新たな売却方法を検討していたところです。

今後の対応であります、平成 26 年 10 月に夕張シケンのため来庁した札幌の骨董品専門業者から、代行による競り売り、いわゆるオークションの提案があったことから、今回、その専門業者と委託販売契約を取り交わし、収蔵品を所蔵することといたします。

故石川十四夫氏の相続人には収蔵品の処分に関して了承はいただいている

ということであります。

それから、アイヌ民族関係の収蔵品につきましては、今後、白老に建設が予定されております国立アイヌ民族博物館に寄贈することとしており、現在、寄贈品の一覧作成の準備が文化庁文化財部伝統文化課により進められているところであります。

そのほか、今後リニューアル予定の石炭博物館での活用や、夕張市の歴史資料となるものにつきましては、教育委員会にて別途保管することとしております。

今後、販売委託契約を締結し、オークションにて売却することとなりますが、これ以上売却が困難であると判断された場合には、残っている寄贈品を不用品として一括廃棄処分することで考えております。

委託料につきましては、オークションに売却のため、金額が設定できないということから、第3回定例市議会において、資料の表のとおり債務負担行為を設定し、限度額については文言で記載することと考えております。

委託料の34パーセント、オークションでの落札額の34パーセントというところですが、この内容につきましては、オークションへの出品料で6パーセント、それから、包装、運搬料、それから人件費等を含めた手数料を28パーセントとして、計34パーセントとしております。

なお、予算については、平成29年第1回の定例市議会において補正予算を組むことと考えております。

私からは以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(本田委員)

地域公共交通について質問させていただきます。

資料の中にもありますが、市長の考え方として、市民の足を守ることが重要だということで、バス等で持続可能な公共交通のあり方を検討していくということが書かれております。詳しいことは、これからＪＲ北海道を含め、検討されていくことと思うのですが、一つ心配なのはバス。今現在、夕張市では夕鉄バスが営業されていて、子どもたちの通学なんかに関しても夕鉄バスさんに頼ってやっているというのが現状なのですが、ことしの春、ダイヤ改正があり、その際にも、この秋にもまたダイヤ改正があるというようなお話もお伺いしているのですが、現時点で、役所のほうに夕鉄バスさんから何らかのダイヤ改正に関する情報は入っているのでしょうか。

(まちづくり企画室長)

本田委員のご質問にお答えいたします。

現状、10月のダイヤ改正について協議は実際ございます。ただ、夕鉄バスさんのほうも、お金というよりも、バスの運転手の退職とかが続いて、運転手がいらないということでのダイヤの改正の申し入れという形になっておりますので、これにつきましては、市内のタクシー業者さんですとか、交通を担える業者さんもありますので、そこを活用して夕鉄さんだけに頼らない交通体系を構築していかなければならないという認識でございますので、今回の申し入れにつきましても、まだ交渉段階なので、内容については今後どうなっていくかわからないのですけれども、子どもたちの足を守るという視点に立って、関係の業者さんも含めて、足の確保ということで考えていきたいと考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(熊谷委員)

同じくＪＲ石勝線の経過のところなのですけれども、上のほうに昭和62年度の輸送密度が1,129人から平成27年度には118人と大幅に減少というふうにあるのですが、この輸送密度について、わかりやすく説明していただけたらと思うのですが。

(まちづくり企画室長)

こちら、ＪＲが発表している数字をそのまま示させていただいているところで、お手持ちの資料で詳しくどういう計算でというところがございませんので、後ほどご説明に伺えたらと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

夕張市地域公共交通協議会の開催についてなのですけれども、こちらのメンバーには、今回、ＪＲ北海道の関係者などは入ったりしないのでしょうか。

(まちづくり企画室長)

交通協議会なのですけれども、もともとＪＲ北海道はメンバーとなっておりますので、参加しております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

ＪＲ石勝線夕張支線の経過について、別紙1の関係でお尋ねしたいと思います。

それで、この点につきましては、さきに議会といたしましての全員協議会の中で、市長のほうから説明をいただきました。それで、現在、夕張支線の置かれている状況、これは収支の状況も含め、それから、今後、市が交通結節点をつくる時期であるとかという今回の別紙 1 に記載されているところについても理解を示させていただいたところであります。

しかしながら、一方で、いろいろな報道の、いわゆる市民の皆さんの問合せの仕方が、廃線になりますかどうしますかというところが先に出ている関係もあって、いろいろな意見がまだ出ているというふうに思うのです。それは各議員のほうにも入っていると思うのですが、市のほうである程度把握されているものがあるかどうかという、現時点でのですが、なければならないということになるかと思えますけれども、電話を通じてご意見があったとか、という発言があるのか。

(まちづくり企画室長)

まちづくり企画室のほうに、電話で今回の件について問い合わせというのはございません。僕が把握している限りでございません。

また、多分、道外の方だと思うのですが、何でもそんなことをしたのだというようなメールが入っているというのはございますが、特段、夕張市内の方からそういうことを電話で受けたところは、僕の知っている限りはございません。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、もう 1 点ですけれども、4 番の今後についてというところにかかわってくると思うのですが、先ほどもお話ししましたように、いろいろと今回の廃線ということに対しての不安が、まだ完全に市内の中ではちょっと払拭ができていない状況というふうに私どもも受けとめているところでございます。

それで、その上で、今後市民の皆様にご意見を伺いながらということで記載をしていただいておりますが、これからのその説明のイメージですね、どういう形で実施しようと考えているかということについてお願いしたいと思います。

(まちづくり企画室長)

ご意見を伺いながらということでなのですけれども、こちら、J R 廃線ということで、夕張支線の経過についてということで書かせていただいておりますが、まず、これとほぼ同様の内容を 9 月の広報に記載して、皆様にお知らせすることを考えております。

また、皆様からのご意見をお聞きするというのは、地域公共交通協議会の

関係者の方々が入っておりますので、もちろんのことながら、市長と話そう会ですとか、ふれあいトークですとか、そういう場もありますので、そちらのほうを通じてご意見とかお聞きできたらいいなと考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(今川委員)

3 番についてなのですけれども、よろしいですか。

市有地活用による住居創出事業について、こちらの用地売却の時期やスケジュールなどどのようになっているか、お願いします。

(まちづくり企画室長)

用地売却、契約の時期につきましては、今、登記等々整理をしているところでございますので、それが整い次第ということになりますので、9 月、10 月ぐらい、早々には契約、売却という形をとりたいと考えております。

(今川委員)

売却価格の決定方法についてはどのように考えているか、お願いします。

(まちづくり企画室長)

売却価格の決定方法につきましては、家屋の鑑定士のほうに評価をしていただいて、そちらの価格でと考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(高間委員)

炭層メタンガスの件なのですけれども、試掘に至るまではちょっと説明を今細かく聞きました。ここで、その後のイメージというか、例えば、ある程度ガスがあって、事業がという、それから後のそういうイメージ的なものというのはいかなる、これは市がすることではなく、あるところの企業がすることなので、こちらがどうのというわけではないのだけれども、その後のイメージ的なものというのはいかなるのでしょうかね。

(まちづくり企画室長)

まずは、炭層メタンガスについては、資料 4、こちらのほうにつけてある地域再生計画のほうに記載しておりますが、ガスが出た後、ガスの量をはかった後につきましては、例えば、夕張市だったらメロン栽培ですとか、生薬の栽培、そちらのほうに活用できたらということで今のところ考えております。

また、関係事業者、ガス、電気とかいろいろあると思うのですけれども、そちらのほうとも連携をとって今後やっていきたいと考えております。

(大山委員長)

今のは地域再生計画の 5 ページがいいですね。

ほかにございせんか。

(小林委員)

同じ今の炭層メタンの関係ですけれども、それぞれいよいよ始まるのだなと、試掘が始まる、そういう認識でいますけれども、期間を見まして、先ほどの説明では十二分に地域の居住者、住民の方にご説明されていると思っておりますけれども、当然、騒音等が発生する部分もあるかなと思いますけれども、その辺等、住民と協議をされていると思うのですけれども、イメージ的にこの期間の間、どのようなレベルの音が発生するのか、お聞かせ願えればなと思います。

(まちづくり企画室長)

この間につきましては、基本的に24時間で試掘作業はするのですけれども、それに必要な機材等々の運び込みにつきましては日中に行うということで、夜間に大きなトラックとかそういうのが走ることはございません。

試掘については24時間やるということで、24時間、音については心配事もあるのですけれども、これにつきましても法律のほうで規制はされておりますので、まずはそこをきっちり守ると。なので、防音のシートだったり、発電機とかそういうものにサイレンサーみたいなのを付けたりして消音化を図っていく。遮音というか、音については。ただ、それでもカバーし切れないところとか、実際、音の感じ方は人それぞれでございますので、なるべく週1か、2週間に一遍なのかわからないですけれども、地元のほうに顔を出しながら、音どうですかとか、そういうことで無用なトラブルというか、そういうことは避けていきたいと考えております。

(小林委員)

もう1点、それらに付随して、夕張市がこれらの事業の中では大きな事業になってくるのだと思いますけれども、これらについて、当然、地域の人方だけでなく、夕張の市民にとっては大変重要なものだと考えております。今後を含めてもね。その部分で、こういう工事がなされますよという部分の周知も当然されると思うのですけれども、方法的なもので考えればお聞かせください。

(まちづくり企画室長)

市民の皆様への周知なのですけれども、今回、資料で記載している内容と同じような内容につきまして、9月の広報のほうに載付けて、試掘が始まりますよということを周知したいと考えております。

(小林委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今の件に関連してなのですが、再生計画の 3 ページにあります数値目標というのがありますね。ここで C B M 活用による地域産業の付加価値化事業というのがあります。ここに新規雇用者数が初年度 3 人、2 年目 2 人、3 年目 2 人、それから、活用する企業が 3 年目 2 社、あとは横線ということになっているのですけれども、この考え方と、その後についてどんなふうに考えればいいのか、説明お願いしたいと思います。

(まちづくり企画室長)

この数値目標について、あくまで数値目標ということで捉えていただければと考えております。

また、今後につきましては、ガスの出方等々によって大きく事業の規模が変わってきますので、これにつきましては、今後のガスの出方、参入して来ていただく企業等々の状況によって大きく変わってくると考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

【建設農林課】

1. 夕張市営住宅条例の一部改正について
2. 住宅使用料滞納者に対する明け渡し訴訟の提起について

(大山委員長)

それでは次に、建設農林課より報告を受けてまいります。

(建設農林課長)

建設農林課から、今 9 月の定例市議会案件 2 件について報告いたします。

初めに、資料 1、市営住宅条例の一部改正についてご報告いたします。資料 1 をごらんください。

本年 3 月から建設を進めていた改良住宅、宮前泉団地において、9 月末完成、

11月1日より入居を予定しているところでございます。このことから、管理戸数及び駐車場について条例に追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

内容については、別表2、改良住宅の表中に平成28年度建設戸数3棟15戸を追加することにより、別表3、(2)駐車場の区画数を15区画から30区画へ改めるものです。

なお、2ページ目以降に新旧対照表をつけていますので、後でご確認いただきたいと思います。

次に、資料2、市営住宅使用料滞納者への明け渡し訴訟の提起についてご説明いたします。資料2をごらんください。

長期にわたって住宅使用料の滞納があることから、退去について合意したにもかかわらず、家財道具を長年にわたりそこに放置しており、こちらからの督促、催告、配達証明つき郵便等で請求行為を行っても全く応じることがなかったことから、ここに訴訟を提起するものです。

相手方については、資料に記載のとおりです。

本件については、地方自治法第180条第1項の規定により平成28年7月4日市長の専決処分とし、同法第180条第2項の規定により、今9月の定例市議会において報告するものでございます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設農林課を終わります。

【保健福祉課】

1. 妊産婦安心出産支援事業について
2. 介護ロボット導入支援事業について

(大山委員長)

それでは、次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課から、2点ほどご報告申し上げます。

国、北海道のフォローアップ補助事業を活用する新たな二つの事業についてご説明申し上げます。

まず、1 点目につきましては、夕張市妊産婦安心出産支援事業についてでございます。

出産の点につきましては、産婦人科医の確保や件数の減少などにより、過疎地域の多くが広域的なエリアの中で体制を整えているものでございます。本市におきましても、市内には分娩可能な医療機関がなく、近隣の自治体にある産婦人科医療機関まで行き分娩しているのが現状でございます。

本年度、北海道におかれましては、通院における経済的負担を軽減することを目的に、妊産婦安心出産支援事業の対象が拡充されましたことから、本市におきましても本事業を実施するものでございます。

内容につきましては、助成対象者を、本市に住民登録されていること、さらには、市外で妊婦健診を受診または出産して、母子健康手帳に基づく健診、出産であること、この 3 点を要件といたしまして、妊婦健診に係る交通費、出産前 14 回、産後 1 回と出産の際の交通費 1 回、計 16 回分の交通費を助成するものでございます。

助成額につきましては、実態を鑑み、自家用車での通院も対象とすることとし、交通手段のいかんを問わず、1 往復について一律 1,600 円行いうものでございます。この助成額の算定に当たりましては、北海道の補助金額、それに若干上乘せし、直近の産婦人科医療機関までの交通費のおよそ 3 分の 1 程度としたものでございます。

なお、この助成金の申請方法等につきましては、母子健康手帳の交付する際に申請を受け付けまして、支給は医療機関から送付される妊婦健診の実績に基づき助成額を支給するものでございます。

実施は本年 10 月から、本年度につきましては、対象を 30 人程度見込むものでございます。

次、2 点目、介護ロボット導入支援事業についてでございます。

国において創設されました介護従事者の介護負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業を活用いたしまして、その購入費用の助成を行うものでございます。

市内全事業所に対しまして、さきに意向調査を行い、市内事業者 1 カ所に介護ロボットの導入計画が提出され、今般、国から内示を得たことから、購入費を助成し、導入支援を行おうとするものでございます。

助成の対象となるロボットにつきましては、目的要件、技術的要件、市場的要件のいずれも満たすこととなっており、今般、計画されている介護ロボットにつきましては、見守り支援機器で、形態としてはセンサーマット、マ

ット形式となっており、3台導入する計画でございます。

この機能につきましては、ベッドからの離床したときや、一定時間に体動がない状態のときなどにアラームで知らせる機能を有するもので、介護従事者の精神的または肉体的不安を軽減する効果があるものと言われております。

この事業費につきましては、国の交付金以内であることから、一般財源による市費の負担はないものであります。

なお、この事業の継続性については、現在のところ不明であります。今後とも国等の動向に注意していきたいと思っております。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

1点目の妊産婦安心出産支援事業について伺います。

私も他市町で実施しているということを聞いて、私も担当課のほうに行って確認したいなというふうに思っていたところでしたので、これが出てきて本当にうれしく思っているところです。

確認したいのは、助成対象者の②のところに、本市から市外で健診を受診または出産していることというふうになっていて、実施時期がことし10月ということなのですけれども、出産しているというのは、さかのぼってということになるのでしょうか。それとも、どういう考え方なのか。ちょっとそこを確認したいのですけれども。

(保健福祉課長)

さかのぼって、遡及してということではなく、1回の出産等につきましては、14回の事前診査、そして出産、そして事後にも1回あるものですから、ことしの10月以降、そういうものに該当するという方に対して補助の対象とするものでございます。

なお、当該年度につきましては、従来28件とか29件とか、30件程度ございますので、ある程度出産に対しては、費用の補助というのが有効性があるものと考えています。

(熊谷委員)

もう一回ちょっとお伺いしますけれども、10月から実施ということで、10月の時点で出産が終わっている人には、対象になるのかならないのか。

それから、もう一つ、今お話伺っていて、数十件予定しているということですので、昨年とか今年度の出生数というのですか、20数件とか、ことしは

とても少ないというような状況もお話聞いているのですが、その辺ももしわかりましたらお願いします。

(保健福祉課長)

遡及しないということでお答えしたつもりなのですが、もう出産している部分に関しては対象にならないと。今後の部分についてということでございます。

実績につきましては、あくまでも出産数でなくて、自分たちが把握できるのは、届けを出された方、妊娠の届けを出された方ということでの報告になりますが、平成 25 年度は 28 件、26 年度では 25 件、27 年度は 27 件程度、30 件弱という状況でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

同じく夕張市妊産婦安心出産支援事業についてなのですが、こちらはどこの病院でも問わずということでしょうか。指定病院などは特に指定しないというような形でしょうか。

(保健福祉課長)

病院の指定はございません。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【上下水道課】

1. 平成 27 年度夕張市水道事業会計剰余金の処分について

(大山委員長)

それでは、次に、上下水道課より報告を受けてまいります。

(上下水道課長)

上下水道課からは、平成 27 年度の水道事業会計の剰余金の処分について、資料 1 により説明いたします。

水道事業における剰余金の処分経過につきましては、平成 27 年 4 月から 28 年 3 月までの限度額を超えた剰余金計算に基づき、当年度末の残高をそれぞれ算出したところであります。

また、事業年度ごとに生じた利益の処分につきましては、地方公営企業法において議会の議決を経なければならないところであり、平成 27 年度剰余金の処分については、9 月開催の定例市議会に提案し、議決を得ようとするものであります。

剰余金の処分の内訳であります、1 の資本剰余金の処分額は 1 万 2,740 円で、未処分利益剰余金に組み入れ処分するものであり、地方公営企業法第 32 条第 3 項により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、2 の未処分利益剰余金の処分額は、2,355 万 9,786 円で、資本剰余金を組み入れし、減債積立金、利益積立金にそれぞれ処分するものであり、地方公営企業法第 32 条第 2 項により議会の議決を得ようとするものであります。

その結果、3 の剰余金処分計算書のとおり、処分後残高は、資本剰余金 125 万 9,131 円、繰越利益剰余金はゼロ円と算出したところであります。

剰余金の処分については、以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではないようですので、これで上下水道課を終わります。

【財務課】

1. 財政再生計画 9 月変更について
2. 9 月補正予算について

(大山委員長)

それでは、次に、財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

財務課からの報告につきましては、1、財政再生計画 9 月変更について、2、9 月補正予算についてで一度切らせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項 1、財政再生計画 9 月変更について、説明いたします。

資料 1 をお開きください。

計画変更の基本的な考え方として、次の 3 点がございます。

1 点目、今回の財政再生計画の変更は、平成 28 年度第 2 次（6 月）変更以降に生じた新たな課題に対応するものである。

2 点目、一般会計の計画変更後の歳入・歳出は、約 2 億 7,800 万円の増となる。

3 点目、計画変更に必要な財源については、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金等の特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金からの繰入金により対応するため、再生計画期間の変更はないものであること。

以上の 3 点です。

それでは、歳出における具体的な事業の説明に入ります。

一般会計の歳出総額 2 億 7,803 万 1,000 円の内訳でございますが、まず 1 点目、地方公会計制度改正対応業務。こちらは、統一的な基準による地方公会計の整備促進について国から全国の自治体に要請があったことに基づき、財務書類等の作成に要するシステム導入及び作成支援委託に係る経費を追加するものでございます。

2 番目、本庁舎温水ボイラー膨張管更新工事でございますが、本庁舎内のパイプシャフトから水漏れが発生したことから、対応として、ボイラー膨張管を新たに敷設する工事を実施する経費を追加するものであります。

3 番目、ユーパロの湯看板書き換えでございますが、新しい指定管理者のもと、ユーパロの湯を再オープンさせるに当たり、市内 2 カ所に設置された当該施設の案内看板を書きかえる経費を追加するものでございます。

4 番目、財政再生計画調整基金積立でございますが、地方債の新規発行に伴う後年度の元利償還金に係る経費について、再生計画期間内の市の実質負担分を財政再生計画調整基金に積み立てるための経費を追加するものでございます。

5 番目、子ども・文化振興基金積立でございますが、本市の文化振興に活用を希望する寄附があったことから、当該寄附金を子ども・文化振興基金に積み立てるための経費を追加するものでございます。

6 番目、ふるさと納税受入に係る事務でございますが、本市へのふるさと納税寄附に対する返礼品の送付及び今後の寄附者に対する礼状送付等の経費に予算不足が見込まれることから、所要の経費を追加するものでございます。

7 番目、国民健康保険事業会計操出。国民健康保険事業会計において、国保の広域化に対応するシステム改修を実施するため、当該事務経費を国民健康保険事業会計に繰り出すための経費を追加するものでございます。

8 番目、子ども・子育て支援新制度対応システム改修。本年 4 月の法改正に

よる、年収約 360 万円未満の多子世帯及びひとり親世帯に対する保育料負担軽減措置に対応するため、管理システムを改修する経費を追加するものでございます。

9 番目、児童扶養手当システム改修。本年 5 月の法改正による児童扶養手当の 2 子目、3 子目に対する支給加算措置に対応するため、児童扶養手当システムを改修する経費を追加するものでございます。

10 番目、診療所事業会計操出。診療所屋外設置の高圧受電設備引き込み負荷開閉器について、老朽化、劣化による取りかえ工事が必要なことから、当該工事費を診療所事業会計に繰り出すための経費を追加するものでございます。

11 番目、妊産婦安心出産支援。本市在住者は分娩可能な産科医療機関まで遠距離であることから、健康診査や出産にかかわる交通費の一部を補助し、出産支援を行う経費を追加するものでございます。

12 番目、真谷地浴場修繕。真谷地浴場屋外に設置している受水槽の定水位バルブが故障し、受水に支障を来していることから、修繕に要する経費を追加するものでございます。

13 番目、富野じん芥埋立処分施設修繕。点検により、汚水処理施設に設置された受電施設内漏電ブレーカーと接続ケーブルが経年劣化により漏電や正常に機能しないおそれがあると指摘を受けたことから、取りかえ工事を実施する経費を追加するものでございます。

14 番目、新産業創造等事業助成。夕張市新産業創造等事業助成要綱により、シチズン夕張株式会社、北寿産業株式会社が行う設備投資に対し助成するための経費を追加するものでございます。

15 番目、道営住宅修繕。道営住宅において、北海道との管理協定に定めのない修繕が発生したため、協定変更の上、修繕を実施する経費を追加するものでございます。

16 番目、臨時職員雇用。消防職員の産休・育休取得により、当面の間、体制に欠員が生じるため、事務の遂行に必要な体制を確保するための所要の経費を追加するものでございます。

17 番目、消防庁舎内ストーブ更新。消防庁舎内配置の F F ストーブが故障し、老朽化が著しく修理不可と判断されたことから、更新を行うための経費を追加するものでございます。

18 番目、南部分団詰所屋根改修。南部分団詰め所において、この春、雨漏りが確認され、詰め所内消防機材にも被害が生じていることから、屋上の防水工事を実施する経費を追加するものでございます。

19 番目、石炭博物館消防用設備修繕。博物館施設内消防設備等の点検にお

いてふぐあい指摘されたことから、設備の修繕等を実施する経費を追加するものでございます。

ナンバー20 から 26 及びナンバー31 から 33 は交付金の、ナンバー27 から 30 及びナンバー34 は道費の、27 年度に交付を受けた補助金について実績額が確定したことに伴い、超過交付となった分を返還するものでございます。

ナンバー35、繰上償還。平成 27 年度地方債を充当していた事業において過充当が生じていたことから、一部繰上償還を実施し、過充当を解消するための経費を追加するものでございます。

以上、歳出を終わります。

次に歳入ですが、歳入総額は歳出と同じく 2 億 7,803 万 1,000 円。

内訳は、国道支出金が 179 万 2,000 円。こちらのほうは、妊産婦安心出産支援、道営住宅修繕及び子ども・子育て支援新制度対応システム改修に対して見込まれる国道支出金を追加するものでございます。

繰入金に関しましては、基金を活用した事業を実施するための財源として、幸福の黄色いハンカチ基金から、今回の 9 月変更に伴い必要となる一般財源を財政調整基金から所要の繰入金を追加するものでございます。

3 番目、消防施設整備事業債。南部分団詰所屋根改修に対して見込まれる地方債を追加するものでございます。

4 番目、子ども・文化振興基金寄附金。文化振興に活用を希望する寄附金収入について、子ども・文化振興基金に積み立てるため、当該寄附金を追加するものでございます。

5 番目、空知産炭地域新産業創造等事業助成金。社団法人北海道産炭地域振興センターから新産業創造等事業助成に対する助成金が見込まれることから、当該助成金を追加するものでございます。

以上、歳入の説明を終わります。

次に、診療所会計につきましては、一般会計の歳出における診療所会計繰り出しで説明したとおり、歳出においては、高圧受電設備の取りかえ工事に要する経費を、歳入においては、当該工事を実施するため一般会計からの繰り入れを受ける経費を追加するものであります。

また、資料 1 の 2 については、6 月変更後の再生計画の比較と今回の変更内容を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、計画変更の報告は終わりますが、現時点において、計画変更の同意に向けて及び北海道の調整中のため、今後、内容に変更が生じる可能性があることを申し添えます。

続きまして、資料 2、9 月補正予算についての説明をいたします。資料 2 の 1 ページ、お開きください。

資料 2、1 ページは、債務負担行為の補正となっております。

債務負担行為の補正については、収蔵品等販売委託業務は、先ほどもちづくり企画室より委員会報告があった旧石川コレクション収蔵品の販売委託に関する経費について、今年度末までの分。地方公会計制度改正対応業務につきましては、財務省より作成支援が 2 カ年度にわたるため、債務負担行為を設定するものであります。

続きまして 2 ページ目、地方債の補正については、資料ごらんのとおりでございます。

3 ページ目、一般会計。一般会計補正予算の款別総括であります。総額 2 億 7,803 万 1,000 円で、財源内訳は、国道支出金が 179 万 2,000 円、うち 100 万円が国庫、79 万 2,000 円が道費となっております。地方債は 370 万円、その他は、基金繰入金が 867 万 8,000 円、寄附金収入が 20 万円、諸収入が 1 億 4,690 万円の内訳となっております。一般財源 1 億 1,676 万 1,000 円につきましては、財政調整基金繰り入れで措置するものでございます。

続きまして 4 ページ目、一般会計でございますが、事業経費につきましては、資料 1 の計画変更と同様の内容となっていることから、説明を割愛いたします。

なお、事業経費に対する財源につきましては、摘要に記載のとおりであることから参照願います。

飛びまして 8 ページ目、国民健康保険事業会計でございますが、一般会計における繰入金で説明したとおり、平成 30 年度からの交付を、広域化の準備のためシステム改修を行う経費を追加するものでございます。財源は国庫補助が 184 万 4,000 円であり、一般財源 118 万 9,000 円につきましては、一般会計からの繰入金で対応するものでございます。

9 ページ目、介護保険事業会計でございますが、さきに保健福祉課が説明いたしました介護ロボット導入支援に係る経費が 81 万円で、全額国庫補助で対応するものであります。また、諸支出金として、平成 27 年度に交付を受けた国費、道費、支払基金からの負担金等について事業費確定に伴う精算後の超過交付分の還付を行うものでございます。当該経費は一般財源として、介護給付準備基金繰入金で措置するものでございます。

10 ページ目、診療所事業会計。診療所事業会計につきましては、財政再生計画変更における説明にて述べたとおりでございます。一般財源は、一般会計からの繰入金で対応いたします。

続きまして、水道事業会計の補正に移ります。

(上下水道課長)

水道事業会計補正予算について、水道事業会計補正予算調書により説明い

たします。

補正予算調書の裏面になりますが、資本的収入及び支出の補正予算であります。

初めに、資本的支出の重要な内容から説明いたします。

建設改良費、配水施設整備事業、工事請負費の内訳について、市道 2 丁目通線の道路改良に伴い、水道管が支障となることから、移設工事として 100 万円を追加計上しますが、道道夕張長沼線改良工事が本年度施工が見送りとなったため、移設工事費 269 万円を減額したところであります。

この結果、配水施設整備事業費の補正額は 169 万円減額するものであります。

次に、資本的収入であります。資本的支出の建設改良費に関連する財源として、企業債 70 万円、負担金 99 万円をそれぞれ減額するものであります。

この結果、資本的収入及び支出の補正額の計は、収入、支出それぞれ 169 万円減額するものであります。

水道事業会計の補正予算については以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、ここで一つ目の財政再生計画 9 月変更についてと、二つ目の 9 月補正予算について、ここまでの報告に対する質疑を受けてまいります。

(本田委員)

全部で 3 点ございます。まず、1 点目が、再生計画の変更予定事項の中で、まず 15 番、道営住宅修繕の部分で、管理協定に定めのない修繕が発生したということなのですが、これは具体的にどういった修繕が必要になったのかということを質問いたします。

2 点目が 17 番、消防庁舎内ストーブ更新ですね。ちょっと額が結構大きくなっていますが、台数が何台更新をされたのかということです。

3 点目に、計画変更に伴って 3 者協議ですね、今のところ 8 月中に開催の方向でという報告を受けておりましたが、8 月ももう、きょうを含めあと 2 日ということなのですが、具体的に 3 者協議の日程は今のところどのような予定になっているのかということについてお聞きしたいと思います。

(建設農林課長)

私のほうから、道営住宅の修繕の内容についてご説明いたします。

今回の道営住宅の修繕については、紅葉山橋見団地 H57 に 2 棟建設されている住宅なのですが、地中に埋設していた水道管から漏水が発生いたしまして、住宅の一部が陥没し、通路がですね、陥没して緊急修繕が必要と

なった、そういう部分でございます。

これについては、現行予算の修繕費の中で対応しながら、道路とも協議して、その部分の修繕費について協定変更により実施すると、そういう流れで今回補正するということになっております。

(財務課長)

歳出の 17 番、消防庁舎内ストーブの更新の台数でございますが、全部で 7 台、うち 4 台につきましては、車庫に設置してあるストーブなものですから、水槽付きの消防車が冬期間に凍結するおそれがないように今の時分から更新を行うものでございます。

計画のほうにつきましては、理事のほうから。

(理事)

3 者協議の時期について、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の財政再生計画の見直しにつきましては、過去類を見ない大幅な見直しでございますけれども、そういう意味で、協議しなければならない案件がたくさんございますので、日程がずれ込んでいるという状況でございます。それでございますので、8 月の開催は事実上できないということであります。

ただ、具体的な時期につきましては、現在、国、道との協議をしております、そこら辺については未定でございますので、わかりましたら、またご連絡させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

はい。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

まず 1 つ。同じく資料 1 の 1 からお聞きいたします。

財務書類等を作成するため、システム導入及び作成支援に係る業務を委託する経費を追加するということなのですけれども、作成支援に係る業務を委託というのは、具体的にはどのような事業になる予定でしょうか。

(財務課長)

こちらの地方公会計制度改正に関しましては、国の要請により、平成 27、28、29 年の 3 カ年度において、従前の予算書、決算書の単式簿記にプラスアルファしまして、複式簿記による決算書の作成というのも国のほうから求められておるわけでございます。

そうになりました作成支援でございますが、この複式簿記に対する仕分けのアドバイス、全体的なアドバイスも含めまして、全体的な公会計の財務書類の作成に対するアドバイス等々をいただくものでございます。

(今川委員)

作成におけるアドバイスということは、システムの会社とは別会社になるという理解でよろしいのでしょうか。

(財務課長)

システムの導入と、それから作成支援の委託に関しましては、別契約になりますので、可能性として同じ業者が落札するという可能性もございますし、別業者ということもございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

続けてなのですが、次、3番のユーパロの湯看板書き換えについてなのですが、こちらは100パーセント市で負担するということでしょうか。それとも、事業者と負担割合があつてということなのか。負担割合についてお願いします。

(商工観光担当課長)

この2カ所の看板につきましては、100パーセント市が行うことになっています。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

わかりました。

次、14番なのですが、こちら、どのような設備投資を行う予定なのか、具体的内容についてお願いします。

(まちづくり企画室長)

こちらにつきましては、シチズンと北寿さんということになるのですが、シチズンさんのほうに関しましては、今ある工場の拡張ということで聞いております。また、北寿さんにつきましては、高松のズリにつきましては、昨年度から事業を進めているところでございますが、ズリの性質上、粘土分が多くて、今設営したものだと粘土分が取り切れないということで、イメージしていただければわかる、 の施設に投資すること、それに対する補正という形になっております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

よろしいです。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(千葉委員)

16 番の消防費の臨時職員の雇用なのですけれども、消防職員が産休、育休をとる予定で、事務の方を採用する予定だと思うのですけれども、39 万 3,000 円、雇用期間等々について若干、わかればお願いします。

(財務課長)

1 日 5 時間で、5 カ月間になります。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

6 番のふるさと納税についてお伺いします。

今回 842 万 2,000 円というのが返礼品送付及び今後の寄附者の礼状等を送付する通信運搬費の予算不足ということなのですけれども、結局のところ、どの程度の寄附があって、何パーセントこういうふるさと納税の受け入れに係る事務というのがかかっているのか。それがもしわかればお願いします。

(まちづくり企画室長)

こちらにつきましてはまだ締めていないので、年度ということでは、現状ではわからない状態です。ただ、平成 27 年度については、ちょっと今手元に資料がないのですけれども、議会のほうに報告させていただいている減額等決算の出る事業、事務に係る経費ということで見ただけだと思いますが、済みません、手元に資料がないので正確な数字は言えないです。

(熊谷委員)

後ほどパーセンテージわかれば。

(大山委員長)

資料がないということで。

(まちづくり企画室長)

27 年度の場合は、この決算の数字はたしかもう出ていると思いますので、**わかる**と思いますので、後ほどお知らせします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

先ほどの今川委員の質問にもありましたが、14 番のシチズンタ張さんの拡張の部分なのですが、これは新設なのでしょうか、それとも増設になるので

しょうか。

(商工観光課長)

新設になります。

(本田委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(君島委員)

3 番のユーパロの湯の看板についてなのですが、先ほど二つの看板の件がありました。今、市内各所に手書きの看板がいろいろなところにありますけれども、あれは業者がつくっているものですね。どうでしょうか。

(商工観光課長)

指定管理をされている方が自分のところで設置しているということになります。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

済みません。私のほうからも確認させていただきます。

財政再生計画変更予定事項の資料 1 の歳入でございしますが、確認ですが、5 番の空知産炭地域新産業創造等事業助成金、これについては、平成 28 年度で全額取り崩しということだったと思いますが、夕張市の当該金額というのはこれを取り崩してというか、これを、いわゆる助成を受けて最後ということになりましたでしょうか。

(まちづくり企画室長)

産炭地の助成金につきましては、今、議長からお話ありましたとおり、本年度で使い切らなければならないという、基金自体を解散するという事になっておりまして、こちら夕張市につきましては、これで全て終わるという形になっております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、それでは、1 番と 2 番の報告については以上で終わりたいと思います。

【財務課】

3. 平成 28 年度普通交付税の決定について

4. 夕張市税条例等の一部改正について

(大山委員長)

それでは、3 番、4 番を引き続き報告をお願いいたします。

(財務課長)

それでは、報告事項 3 点目、平成 28 年度普通交付税の決定について、資料 3 に基づきご説明申し上げます。

平成 28 年度の普通交付税でございますが、決定日は平成 28 年 7 月 26 日、交付決定額は普通交付税が 34 億 1,169 万円、また、地方交付税特別会計の財源が不足するため振りかえられた臨時財政対策債、いわゆる臨財債が 1 億 7,740 万 9,000 円で、合算した実質的な交付税は 35 億 8,909 万 9,000 円でございます。

前年度との比較では、普通交付税が 1 億 1,970 万 4,000 円の減額で、3.4 ポイントの減少であります。また、臨時財政対策債につきましては、6,083 万 4,000 円の減額で、25.5 ポイントの減少となったものでございます。全体としては 1 億 8,053 万 8,000 円の減額で、4.8 ポイントの減少でございます。

こちら主な要因としまして、普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたもので算出されますが、基準財政需要額につきましては、補正係数により落ち幅は削減されておりますが、27 年度国勢調査による人口を今回の算定から用いたことによる減少が大きなものでございます。また、基準財政収入額につきましては、個別科目の小さな増減により全体として 2,500 万円の増になったことが挙げられます。

次に、財政再生計画との比較においては、普通交付税が 5 億 261 万 7,000 円の増額で、17.3 ポイントの伸びでございます。また、臨時財政対策債につきましては、2,200 万円の減額で、11.0 ポイントの減少となったところでございます。全体としましては、4 億 8,061 万 7,000 円の増額で、15.5 ポイントの伸びとなりました。

また、参考としまして、空知管内の算定結果及び全国の算定結果を資料 3 の表面に、また、空知管内の各市町の交付内容は裏面の別紙のとおりでございます。ご参照ください。

以上で、普通交付税関係の報告を終わります。

(税務担当課長)

市税条例等の一部改正について、資料 4 によりご説明させていただきます。

記載のとおり、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴

い、市税条例の関係部分の改正、あわせて市税における減免規定の文言整理及び入湯税の減免規定の追加を行うものであり、改正内容につきましては、一つ目としまして、市民税において修正申告または増額更正があった場合において、申告書が提出されており、かつ、申告書の提出により税額の減額更正があった後に申告書の提出または増額更正があったときは、納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定整備。

二つ目としまして、市長に対し減免を申請することができる規定を、市長は減免する規定などとし、市民税と固定資産税に係る減免規定の文言整理。

三つ目としまして、温泉施設利用を促進するため公衆浴場の入浴料金の統制額の区分に掲げる料金以下で鉱泉浴場に入場する者について、入湯税を減免する規定の整備。

四つ目として、外国居住者等のうち特例適用利子等または配当等を有する者に対し、その額に係る所得を分離課税するための所要の規定整備を行うものでございます。

なお、関係条文を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、条例改正につきましては、次期定例会に提案を予定していることをご報告申し上げます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、三つ目と四つ目につきまして、質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長